

医療法人事業報告書等届

令和 8 年 6 月 30 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

医療法人の名称 医療法人 社団 東優会
主たる事務所の所在地
静岡県三島市一番町 15 番 21 号 マスダビル 3 階
代表者の氏名 東 海 林 俊 之

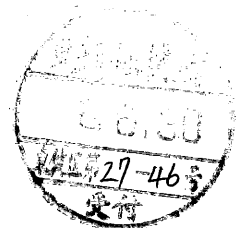
令和 7 年度
5 期 の決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届け出ます。

提出書類

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 監事の監査報告書

(注)

- 1 医療法施行規則第 32 条の 6 第 1 号に掲げる者と同条第 2 号に掲げる取引がある場合は、関係事業者との取引の状況に関する報告書を添付すること。
- 2 社会医療法人の場合は、医療法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの要件に該当する旨を説明する書類を添付すること。
- 3 医療法施行規則第 33 条の 2 第 1 号及び第 2 号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) 附属明細表
 - (3) 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 4 医療法施行規則第 33 条の 2 第 3 号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) キャッシュ・フロー計算書
 - (3) 附属明細表
 - (4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 5 社会医療法人債発行法人であって社会医療法人でない医療法人は、その他必要な書類を添付すること。
- 6 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 社団 東優会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 静岡県三島市一番町 15 番 21 号 マスダビル 3 階

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 令和3年 3月 24日

(4) 設立登記年月日 令和3年 4月 6日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	東海林 俊之	三島駅前消化器・肝臓内科クリニック管理者
理 事	東海林 千津	
同	河西 研一	医師 (医療法人社団 恵仁会 理事長)
監 事	横山 宗佑	弁護士 (横山山王法律事務所 代表)

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	三島駅前消化器・ 肝臓内科クリニック	610727	静岡県三島市一番町 15番21号 マスダビル3階	無床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）…なし

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）…なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 5月27日 令和6年度決算の決定、月額報酬変更の決定

令和 8年 3月28日 次年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 社団 東優会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県三島市一番町15番21号 マスダビル3階

財 産 目 録
(令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	240,239 千円
2. 負 債 額	58,243 千円
3. 純 資 産 額	181,996 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	70,791
B 固 定 資 産	169,448
C 資 産 合 計 (A+B)	240,239
D 負 債 合 計	58,243
E 純 資 産 (C-D)	181,996

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 社団 東優会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県三島市一番町15番21号 マスダビル3階

貸 借 対 照 表

(令和 8年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	70,791	I 流 動 負 債	15,542
II 固 定 資 産	169,448	II 固 定 負 債	42,701
1 有 形 固 定 資 産	81,620	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	5,504	負 債 合 計	58,243
3 そ の 他 の 資 産	82,324	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 基 金	16,500
		II 積 立 金	165,496
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	181,996
資 産 合 計	240,239	負債・純資産合計	240,239

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 社団 東優会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県三島市一番町15番21号 マスダビル3階

損 益 計 算 書

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	330,118
2 事業費用	283,112
本来業務事業利益	47,005
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	47,005
II 事業外収益	1,599
III 事業外費用	7,070
経常利益	41,534
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	41,534
法人税等	8,633
当期純利益	32,901

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 社団 東優会
理事長 東海林 俊之 殿

私（注1）は、医療法人社団 東優会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 24 日
医療法人 社団 東優会
監 事 横山 宗佑

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。